

地方消費税交付金（社会保障財源化分）の使途の状況

地方消費税交付金（社会保障財源化分）決算額 617,827千円

単位：千円

充当対象事業		事業費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	市債	その他	充当額	その他
社会福祉	障害者福祉事業	1,860,115	1,108,797	0	64,477	64,793	622,048
	高齢者福祉事業	194,319	1,838	0	19,992	16,272	156,217
	児童福祉事業	4,369,757	1,699,340	0	410,502	213,189	2,046,726
	母子福祉事業	44,210	19,585	0	4,865	1,864	17,896
	生活保護扶助事業	1,126,639	874,549	0	16,134	22,259	213,697
	その他	94,092	256	0	2,673	8,600	82,563
	小計	7,689,132	3,704,365	0	518,643	326,977	3,139,147
社会保険	国民健康保険事業	540,000	269,310	0	0	25,536	245,154
	介護保険事業	871,778	0	0	0	82,239	789,539
	後期高齢者医療事業	1,097,989	152,050	0	0	89,235	856,704
	小計	2,509,767	421,360	0	0	197,010	1,891,397
保健衛生	高齢者医療事業	211,706	76,764	0	40,300	8,928	85,714
	疾病予防事業	249,447	3,808	0	12,084	22,032	211,523
	健康増進事業	580,389	5,966	0	18,486	52,444	503,493
	母子保健事業	85,842	8,529	0	687	7,229	69,397
	診療所運営事業	61,205	0	0	27,212	3,207	30,786
	小計	1,188,589	95,067	0	98,769	93,840	900,913
合計		11,387,488	4,220,792	0	617,412	617,827	5,931,457

※ 平成26年4月以降に消費税率が引き上げられたことによる増収分については、地方税法第72条の116により、「消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。）に要する経費に充てるものとする。」とされており、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分し、充当しています。

※ 介護保険事業については、平成30年4月より保険者を東三河広域連合に統合したため、東三河広域連合への負担金等に充当しています。